ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する再質問主意書

出者 鈴 木

提

宗 男

ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する再質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七〇第一五八号) を踏まえ、 再質問する。

我が国国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際にロシアの出入国カードへの記入を求める動きがロ

シア側にあることに関し、本年十二月十七日付の北海道新聞によると、ロシア連邦保安庁サハリン沿岸国

境警備局が同新聞の取材に対して「出入国カードは法律上必要である」旨の回答を文書でし、 来年度以

降、 出入国カードの記入を求める考えを示したと報道されている。 「前回答弁書」で外務省は、 ビザなし

交流にあたってのロシアの出入国カード記入について「これまでにロシア連邦政府から外務省に対して求

められていない」旨の答弁をしているが、本年十二月十七日現在、 ロシア側より正式な要求はなされてい

るか。

二 一の北海道新聞記事や前回質問主意書で取り上げたロシア外務省のウラジーミル・ノソフ在サハリン州

代表の発言に見られる様に、 我が国国民がビザなし交流で北方領土を訪問する際、 ロシアの出入国カード

に記入を求めようとする動きは、実際にロシア政府部内で確実に見られるものであると考える。 「前回答

弁書」で外務省は 「四島交流の枠組みによる北方四島への訪問 (以下「訪問」という。)については、千

九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソ連邦の外務大臣間の往復書簡 (以下「往復書簡」という。)

に従い、 いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの前提の下に、 旅券・査証

なしで行われることとなっており、往復書簡に従った手続以外の手続で訪問を行うことは想定されていな

い。」と答弁しているが、外務省として右のロシア政府の動きを注視し、何らかの形で現実的な対応を

とっているのか。

右質問する。